

沖縄県与那原マリーナ施設の指定管理者募集要項

20 参 考 資 料

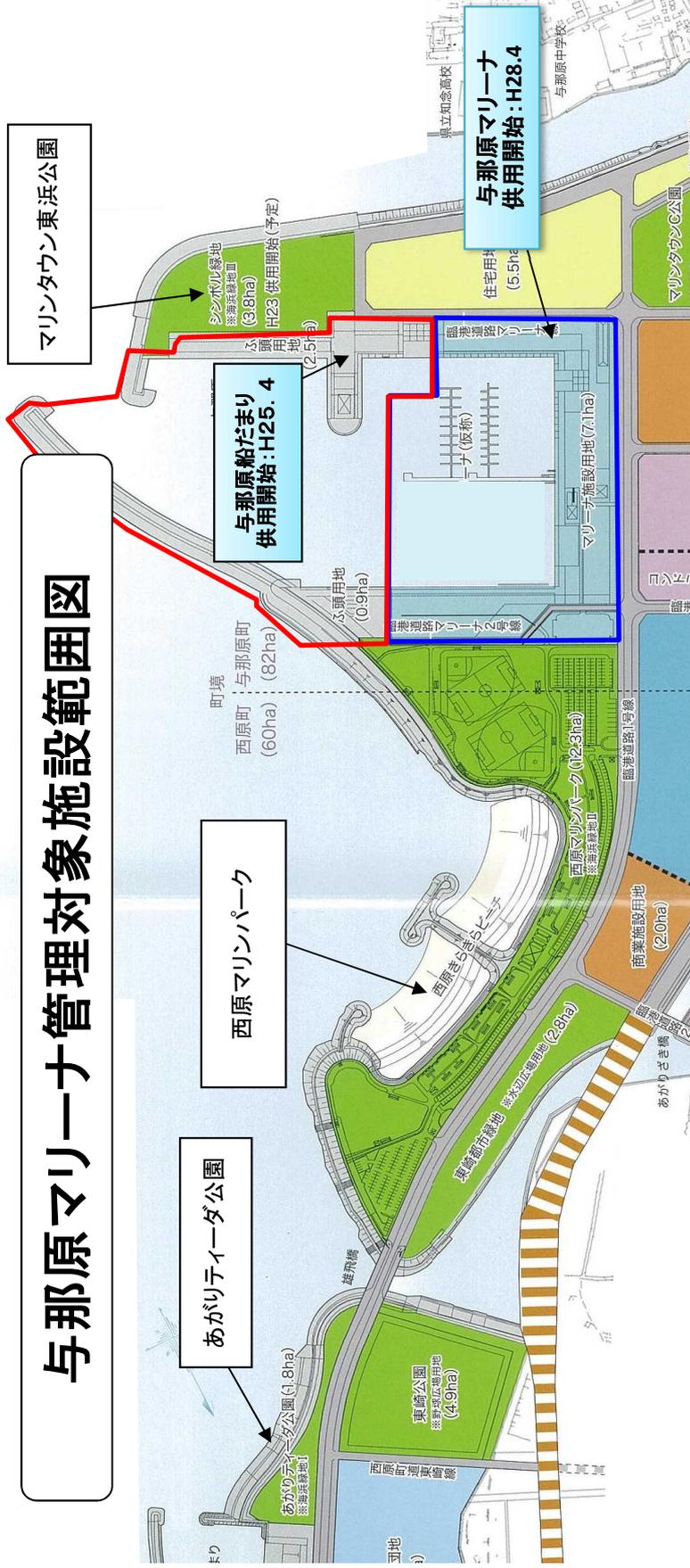
令和5年8月

沖縄県土木建築部港湾課

【目次】

◎ 与那原マリーナ管理対象施設範囲図	
1－① 与那原マリーナ管理運営業務基準	1
1－② 与那原船だまり管理運営業務基準	7
2－① 与那原マリーナ管理業務区分表	15
2－② 与那原船だまり管理業務区分表	16
3 リスク分担表	17
4－① 施設整備一覧表（与那原マリーナ）	18
4－② 施設整備一覧表（与那原船だまり）	19
5 貸付物品一覧表	20
6 与那原 船だまり場の利用料金の設定について	22
◎ 沖縄県港湾管理条例	25

与那原マリナーナ管理対象施設範囲図



与那原マリナーナの指定管理範囲について

管理運営は、与那原マリナーナ及び与那原船だまり部分について実施するものとする。

(指定管理区域)

- ・青線囲い区域...与那原マリナーナ (7.1ha) ※指定管理料による管理(使用料金制による)
- ・赤線囲い区域...与那原船だまり (3.4ha) ※利用料金制による管理

1-① 与那原マリーナ管理運営業務基準

与那原マリーナの管理運営に当たっては、沖縄県港湾管理条例（以下「条例」という。）、同条例施行規則、別途県が指定管理者と協議して定める「与那原マリーナの管理に関する事務処理要綱（仮称）（以下「事務処理要綱」という。）」に基づき管理するものとする。

(1) 指定管理者の管理対象区域・施設及び指定管理業務

ア 管理対象区域および対象施設

指定管理者の管理する対象区域及び施設は次のとおりとする。

① 対象区域

「4 施設設備等一覧表」の「1-2 管理対象施設範囲図」のとおり

② 対象施設

- ・海上係留（浮棧橋、物揚場）
- ・陸置施設
- ・泊地
- ・公共ふ頭（岸壁、物揚場、スロープ等）
- ・管理棟
- ・便所棟
- ・給油施設
- ・棧橋給電設備
- ・棧橋給水設備
- ・ボートヤード設備（給電、給水、照明、屋外放送）
- ・受水槽
- ・揚降機（5t電動ウィンチ）
- ・クレーン（20t対応）：1基
- ・クレーン（60t対応）：1基
- ・牽引車（ホイールローダ式、フォークリフト式）
- ・船具倉庫（大型、小型）
- ・ゲート入退場管理装置
- ・出入港管理装置
- ・臨港道路
- ・緑地（交流広場、道路沿緑地）
- ・駐車場施設
- ・駐車場自動支払装置
- ・船用台車（クルーザーボート用：20ft、30ft、45ft、60ft、60tボート用）
- ・その他、上記に掲げる施設を含む区域全体及び当該区域内に存在する県有施設その他の管理用物品等の動産

イ 指定管理業務

指定管理業務の内容は、次に掲げるものとする。

- ① 施設の使用許可等に関する業務
- ② 施設の維持管理に関する業務
- ③ 施設利用者の安全管理等のサービス業務
- ④ 災害時及び荒天時における対応業務
- ⑤ 駐車場管理業務
- ⑥ 広報及び利用の促進に係る業務
- ⑦ 給油施設の管理運営業務
- ⑧ その他前各号に掲げる業務の実施に関して必要と認められる業務

(2) 執務体制等

ア 施設の執務体制等

与那原マリーナの使用時間内は、管理事務所に職員を常駐させなければならないものとする。また、クレーン運転士免許、巻き上げ機（ウィンチ）特別教育修了者、車両系建設機械運転技能講習修了者、フォークリフト運転免許、危険物取扱者乙種4類以上、玉掛技能講習修了者等の有資格者を必要な施設に配置しなければならない。

イ 現場責任者

指定管理者は、業務の遂行状況把握のため現場責任者を定めなければならない。

ウ 施設の使用時間等

指定管理者は、条例第22条及び第23条に定める休港日及び使用時間により、施設を使用させなければならない。

ただし、知事の承認を得た場合は臨時に変更することができる。

【休港日】

- ① 火曜日
- ② 12月29日から翌年の1月3日まで

【使用時間】

- ① 4月1日から10月31日まで：午前8時から午後6時30分まで
- ② 11月1日から翌年の3月31日まで：午前9時から午後5時00分まで

(3) 施設の使用許可等に関する業務

使用許可等の業務の実施にあたっては、指定管理者は、県民及び利用者間の平等利用に留意し、公正かつ中立に行わなければならない。

具体的な施設使用許可申請等の手続、提出書類、許可の要件等については、別途県が指定管理者と協議の上定める事務処理要綱に基づき行うものとし、当該事務処理要綱では、次の手続きや様式等について定めるものとする。

なお、与那原船だまりについてもマリーナ施設に準じた業務を行うものとする。

ア 使用許可

- ・指定管理者はマリーナ施設の使用許可申請書を受け付けるものとする。
- ・指定管理者は、使用許可申請書を審査の後、基準等を充足する者に対し、使用許可書、標識（専用使用）を交付すると同時に、海上係留場又は陸置場（以下「バース」という。）について指示することとする。
- ・使用許可は、申請書の記載事項、提出書類、船舶の全長・全幅、使用料の納付等を確認の上で行うものとする。
- ・なお、許可書に記載した使用期間満了後（更新の許可をした場合は除く。）は、標識を使用者から指定管理者へ返納させるものとする。
- ・指定管理者は、使用許可を受けていない船舶が係留等されていることを発見したときは、船舶の所有者に条例及びその他関係規定の内容を説明し、相手方に撤去を求めることとする。相手方が、指定管理者の説明を聞き入れないなど事態に解決がみられない場合には、その旨、県に報告するものとする。

イ 使用許可の取消等

マリーナ施設の使用許可の取り消し、マリーナ施設がき損した場合の使用からの聴取・報告等の業務について、指定管理者は、条例及び事務処理要綱により適正に処理するものとする。

ウ 新規募集等に係る業務

- ① 新規の一般利用（1月を超える期間の利用）
 - ・ボート等のバースに空きが生じたときには、施設（海上・陸置）使用希望者名簿の上位の者から、空き区画及び船種を考慮して、指定管理者が使用許可を行うものとする。なお、利用条件を満たす空き待ち予約者がいない場合は、指定管理者と県が協議して定める募集要項により行う新規募集の結果に基づき、指定管理者が使用許可を行うものとする。
- ② 施設使用許可区画について
 - ・施設使用許可は、施設使用者1名につき、2区画を限度とする。
- ③ 継続利用について
 - ・前記①による一般利用の使用許可の期間は、最長1年間である。その後、使用許可を受けた者が継続して施設を利用したい場合は、バースの寸法に応じた船舶の全長かつ全幅以下の艇に限り、これが同一船舶である限り、継続利用を認めるものとする。
 - ・使用許可を受けた者が船舶の変更を行った場合は、バースの寸法に応じた船舶の全長かつ全幅以下の要件を確認し、継続利用の可否を判断する。
- ④ 継続利用の不可について
 - ・施設使用許可艇の売買等で当該船舶の所有者が変更された場合については、当該船舶の継続利用を認めないものとする。
 - ・前述の継続利用が認められない者は、遅滞なく「施設使用許可辞退届」を提出

- して、施設を明け渡さなければならない。
- ⑤ 短期の利用（一般利用以外の短期の利用）
- ・施設をより多くの方に、様々な用途で利用してもらうためにも、短期利用のための施設（ビクターバース）の効果的・効率的な利用に努めるものとする。

エ 減免申請時の受付等に係る事務

施設使用料の減免は県が行うが、指定管理者は、申請者から減免申請書及び添付書類を受け付け、県に回付する事務を行うものとする。

オ 使用許可に係る各種申請に対する承認、届出の受付等

指定管理者は、使用許可艇に係る「権利義務承継届」等の受理を行うものとする。
使用許可艇の変更については、バースの寸法に応じた船舶の全長かつ全幅以下の艇に限り認めるものとする。
公共の施設として、施設を使用する権利の譲渡・転貸又は担保については認めないものとする。

カ 使用許可に伴う利用者指導、処分等

指定管理者は、施設内において未承認に係る船舶等を発見した場合の退去勧告、使用許可申請書の提出指導、使用許可艇に係る使用方法の変更、使用許可の取消し等を行うものとする。
当該業務は、施設の利用秩序を維持し、適切に運営していく上で重要なものであることから、指定管理者は、公正かつ中立に業務を遂行すること。
なお、指定管理者は、沖縄県行政手続条例に則った行政指導や不利益処分の手続を行うための体制を確保するものとする。

キ 競技会等開催時の調整

ヨットレース等の競技会を開催するときは、指定管理者は、競技会主催者に開催届を提出させ、施設が円滑かつ効率的に利用できるように調整するものとする。

ク 目的外使用許可申請の受付

マリナー施設の目的外使用許可申請については、指定管理者において受付を行い、指定管理者としての意見を付して県に送達するものとする。

ケ 施設使用料の徴収又は収納事務

使用料の徴収又は収納事務については、地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、指定管理者に委託するものとする。

(4) 施設の維持管理に関する業務

ア 施設の維持管理の考え方

各施設の安全、衛生、機能の各面からの確保がなされ、施設の快適な利用ができるよう各施設を適切に管理しなければならない。
なお、指定管理者は、施設利用者等の事故等に備え、施設賠償責任保険及び自動車保険に加入するものとする。

イ 光熱水費の支払い

指定管理者は、与那原マリナー（緑地内施設を含む）内の電気、上下水道、ガス等の光熱水費の支払いを行うものとする。

ウ 清掃等業務

① 清掃業務を行う施設

- (ア) マリナー施設
浮棧橋、陸置場、物揚場、管理棟、トイレ、スロープ等
- (イ) 公共ふ頭
- (ウ) 駐車場
- (エ) 緑地

② 清掃の頻度等

- ・清掃等は、「別紙1 清掃等業務内容」に示した頻度で実施するものとする。
このほか、スロープの海苔取り及び緑地の下草刈りを適宜実施すること。

- ③ 留意事項
- ・陸置場等のコンクリート面は、塵芥、汚物等の收拾清掃を行い、必要に応じて水洗いを行うこと。
 - ・台風の通過後等で流木等が泊地内に大量に流入した場合は、県と協議の上で除去作業を行うこと。
 - ・ごみの収集は、くず籠内はもとより、周辺の散乱ごみの収集も行うこと。
 - ・水道管及び水栓の破損、故障、締め忘れ等による水漏れに注意すること。
 - ・トイレは、水洗いして、よく拭き取り、常に清潔を保つよう努めること。
 - ・放置物の処理、取得物の管理を適正に行うこと。

エ 巡視等業務

① 施設の巡視

(ア) 視点

- ・施設の目視等による点検及び異常の有無の確認、施設利用者の禁止行為への注意等を中心に巡視を行う。
- ・保管艇の確認（放置、盗難、破損等の防止）。
- ・施設の保全（施設、設備等の点検確認、火気防止、修繕箇所等の確認）。
- ・不審人物、立入禁止区域内立入者への指導。

(イ) 巡視を行う施設

- ・指定管理者が維持管理する全施設とする。

(ウ) 巡視の頻度等

- ・各施設の利用状況等を踏まえた巡視計画を作成して行うこと。
- ・施設利用時間内のマリーナ施設については、陸上からの海面監視とあわせて随時実施すること。

(エ) 留意事項

- ・マリーナ施設エリアは原則として使用の許可を受けた者が利用するが、緑地等については、誰でも気軽に自由使用できるものであることに留意すること。
- ・危険な行為を行う者や秩序を乱す者に対しては、施設の利用の中止や利用方法を変更させるなどにより、適正に対処すること。
- ・事故を発見したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、事故報告書を作成し、県に報告すること。
- ・夜間警備については、緑地部分も含め警備を行うこと。

(オ) その他

- ・警備に係る時間及び人数は、「別紙2 警備業務内容」のとおりとする。

(カ) 防火管理

- ・防火管理者を選任するなど防火管理体制を整備し、防災訓練等を実施すること。

オ 保守点検業務

- ・指定管理者は、施設、設備等を安全かつ円滑に使用するため、「別紙3 設備等保守点検内容一覧表」のとおり、保守点検業務を実施するものとする。
- ・揚降機（ウィンチ）、フォークリフト、給油施設、駐車場関連機器等の日常的に使用する設備や備品については、日常点検を欠かさず、常に円滑に使用できるよう必要な部品の交換等を行うこと。

カ 修繕等業務

- ・施設利用者が安全かつ快適に施設が利用できるよう、常時施設の状況について確認すること。特に、台風の通過後や、暴風雨、強風の後は、施設の状況を速やかに点検し、県に報告すること。
- ・施設の不具合を発見したときは、速やかに、修繕を行うこと。
- ・1件の修繕に関し、費用が50万円未満のものについては指定管理者が行い、これを超過すると認められるものは、見積書を添付（明らかに50万円以上と認められる場合を除く。）して県に修理を依頼することとする。
- ・なお、自然災害等により、一度に多額の費用を要する場合は、別途県と協議の上、別の方法をとることができるものとする。

(5) 施設利用者の安全管理等のサービス業務

- ・指定管理者は、マリーナとして必要な利用者の安全管理を中心としたサービス業務を実施するものとする。

ア 出艇届、帰港届の受付及び管理

使用許可艇の出艇、帰港状況について把握するため、利用者に出艇届及び帰港届を提出させる。

使用許可艇の係留等の状況や標識貼付等について確認し、必要な指導等を行う。

イ 気象情報提供業務

管理事務室窓口前の掲示板に気象情報を表示するなどの気象情報提供業務を実施する。

ウ 出艇禁止、出艇注意指導業務

沖縄地方気象台から強風、波浪、高潮、濃霧及び暴風の注意報または警報が発令された場合等は、施設利用艇（船舶安全法に基づく船舶調査を受ける船舶等を除く。）に対して「出艇禁止指導」を行う。また、今後出艇禁止に達する可能性があり、危険が予想される場合は「出艇注意指導」を行う。

エ 海面監視業務

施設の利用が多い日、ヨットレース開催時、出艇届が提出された艇について利用の事務終了時刻となっても帰港届が提出されない場合は、安全管理の観点から必要に応じて海面監視を実施する。

○ 業務の内容

航行中のヨット等に対して、救命胴衣の装着、乗船定員、帆走ルールの遵守、標旗掲出等の確認を行うとともに、漁業施設・漁船・公共埠頭・海水浴場に接近した場合の注意、気象悪化による帰港指導等を行うものとする。

オ その他

施設利用に係る助言、陸置艇のスロープなどにおける作業援助、施設利用者に対する操船や航行等の安全管理に関する助言等の業務を行う。

(6) 災害時及び荒天時における対応業務

ア 業務実施の考え方

災害又は緊急の事態が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、指定管理者は、港湾の施設の安全、施設の利用者の安全確保のための対応を行う。

イ 異常気象時の対応

- ・ 県の水防体制に準じ連絡体制を整備し、災害及び荒天時に備えること。
- ・ 津波、高潮、波浪等の気象警報の発令時必要と認める場合においては、指定管理者は、港に職員を待機させ、巡視、点検等の作業を行うこと。
- ・ 大規模地震に関する警報等が発せられた場合には、当該警報等に従い、必要な措置を行うものとする。
- ・ 荒天時は越波することがあるので、十分注意するとともに、保管船艇の係留及び結束状態等の点検を行うものとする。
- ・ 越波等により、通常の施設利用が困難と認められる場合又はそのおそれがある場合は、施設の全部又は一部の利用を中止するなどの措置をとらなければならない。

(7) 駐車場管理業務

ア 業務実施の考え方

- ① 駐車場の管理に当たっては、場内の駐車台数管理に特に注意し、利用困難スペースの発生を防ぐため適宜駐車場所の指示を行うものとする。
- ② 駐車場の利用券の発行は駐車券発券機で行い、駐車料金の徴収及び領収証の発行は自動精算機で行うものとする。
ただし、駐車場関連機器（駐車券発券機、自動精算機、アームゲート、アームキャッチャーその他付属施設）が故障したとき又は場内が混雑するときは、適宜指定管理者の職員が駐車場出口にて料金徴収を行うものとする。
- ③ 指定管理者は、駐車場関連機器の維持管理を適切に行うとともに、無人時におけるトラブル等に対しても速やかに対処できる体制を整え業務を行うものとする。

イ 駐車場管理業務の内容

- ① 指定管理者は、駐車場関連機器の日常点検を行うとともに、定期メンテナンス、消耗品（駐車券、レシート）の補充を行うものとする。特に、入口及び出口に設置されている駐車バーについては、損傷に備えて常に在庫を確保するとともに、不測の事態に備えること。
- ② 円滑な駐車場運営を行うため、釣り銭切れ、駐車券切れとならないように注意するとともに、濡れている紙幣の使用による自動精算機の紙詰まりや機械の誤作動による料金表示の誤りが発生した場合は、迅速に対処すること。
- ③ 駐車場利用者への各種案内、苦情処理、車両誘導及びこれに伴う場内整理を行うこと。その他駐車場の利用の細則、利用者への遵守事項等は、今後県と指定管理者が協議して定める事務処理要綱によるものとする。
なお、高潮、高波等により駐車場内に越波が予想されるときは、駐車車両を場外に速やかに誘導し、臨時に駐車場の閉鎖を行うものとする。
- ④ 現金の取り扱いは慎重に行い、万全の事故防止体制をとるものとする。特に夜間における現金の自動精算機内での保管は必要最小限とすること。
- ⑤ 現金の県への収納については、沖縄県財務規則に基づき、県の指定金融機関等に納付しなければならない。

(8) 広報及び利用の促進に係る業務

- ・施設の広報パンフレット作成、ホームページの開設その他与那原マリーナの利用促進に関する業務を行うこと。
- ・施設の利用者等からの声を聞き、対応策を検討すること。

(9) 給油施設の管理運営業務

施設利用者にとって利便性のある給油サービスに努めること。

(10) その他の業務

ア 入出港届に係る業務

総トン数20トン以上の船舶（漁船を除く。）の与那原マリーナへの入出港に係る届出を受け付け、県に回付するものとする。

イ 施設利用に当たっての苦情等の処理、アンケートの実施

指定管理者は、施設の利用者等からの要望、苦情の受付及び処理を行うとともに、施設の適切な利活用、施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等適当な手段により、意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映等について県へ報告するものとする。

ウ 安全航行への対策・連絡調整業務

与那原マリーナ周辺は漁船や作業船と航路が輻輳することから、官公署（海上保安部、与那原警察署、与那原町等）、ヨット関連団体、与那原・西原町漁業協同組合、各種マリン事業者等から構成する航行安全対策協議会等の設置により、マリーナの利用方法を調整するものとする。

エ 調査業務

県の指示により、港湾統計、マリーナ利用状況調査等の各種調査業務に係るデータの収集、取りまとめ及び報告を行うものとする。

オ 報告業務

施設の利用実績、現金による使用料の徴収額等の業務の実施について、県に報告するものとする。

1-② 与那原船だまり管理運営業務基準

与那原船だまりの管理運営に当たっては、沖縄県港湾管理条例（以下「条例」という。）、同条例施行規則、別途県が指定管理者と協議して定める「与那原船だまりの管理に関する事務処理要綱（仮称）（以下「事務処理要綱」という。）」に基づき管理するものとする。

(1) 指定管理者の管理対象区域・施設及び指定管理業務

ア 管理対象区域および対象施設

指定管理者の管理する対象区域及び施設は次のとおりとする。

- ① 施設面積3.4ha
「4 施設設備等一覧表」の「1-2 管理対象施設範囲図」のとおり
- ② 主な施設
 - ・船揚場：延長50m、水深-3m
 - ・物揚場：延長470m、水深-3m
 - ・ふ頭用地：3.4ha
 - ・収容予定隻数：90隻（小型艇：陸上71隻、海上係留19隻）

イ 指定管理業務

指定管理業務の内容は、次に掲げるものとする。

- ① 施設の利用許可等に関する業務
- ② 施設の維持管理に関する業務
- ③ 施設利用者の安全管理等のサービス業務
- ④ 災害時及び荒天時における対応業務
- ⑤ 広報及び利用の促進に係る業務
- ⑥ その他前各号に掲げる業務の実施に関して必要と認められる業務

(2) 執務体制等

ア 施設の執務体制等

与那原船だまりに関して、専属で従事する職員をおくものとする。当該職員については、常勤職員、非常勤職員又は賃金職員を問わない。

与那原マリーナの業務に従事する職員においても、与那原船だまりの業務を兼務することは可能だが、その業務に係る分の給与は会計を別とし、指定管理料を充ててはならない。運営経費に関しても、与那原船だまりに係る分は利用料金の収入を充てるものとする。

イ 現場責任者

指定管理者は、業務の遂行状況把握のため現場責任者を定めなければならない。ただし、これを与那原マリーナの現場責任者が兼ねることは差し支えない。

ウ 施設の利用時間等

指定管理者は、条例第25条に定める利用期間及び利用時間により、施設を利用させなければならない。

ただし、知事の承認を得た場合は臨時に変更することができる。

【利用期間】

- ① 1月1日から12月31日まで

【利用時間】

- ① 4月1日から10月31日まで：24時間。ただし、入場し、又は出場できる時間は、午前8時から午後6時30分まで。
- ② 11月1日から翌年の3月31日まで：24時間。ただし、入場し、又は出場できる時間は、午前9時から午後5時まで。

(3) 施設の利用許可等に関する業務

利用許可等の業務の実施にあたっては、指定管理者は、県民及び利用者間の平等利用に留意し、公正かつ中立に行わなければならない。

具体的な施設利用許可申請等の手続、提出書類、許可の要件等については、別途県が指定管理者と協議の上定める事務処理要綱に基づき行うものとし、当該事務処理要綱では、次の手続や様式等について定めるものとする。

ア 利用許可

- ・指定管理者は船だまり施設の利用許可申請書を受け付けるものとする。
- ・指定管理者は、利用許可申請書を審査の後、基準等を充足する者に対し、利用許可書、標識（専用利用）を交付すると同時に、係留、保管場所について指示することとする。
- ・利用許可は、申請書の記載事項、提出書類、艇の長さ、利用料の納付等を確認の上で行うものとする。
- ・なお、許可書に記載した利用期間満了後（更新の許可をした場合は除く。）は、標識を利用者から指定管理者へ返納させるものとする。
- ・指定管理者は、利用許可を受けていない船舶が係留等されていることを発見したときは、船舶の所有者に条例及びその他関係規定の内容を説明し、相手方に撤去を求めることとする。相手方が、指定管理者の説明を聞き入れないなど事態に解決がみられない場合には、その旨、県に報告するものとする。

イ 利用許可の取消等

船だまり施設の許可の取り消し、船だまり施設がき損した場合の利用者からの聴取・報告等の業務について、指定管理者は、条例及び事務処理要綱により適正に処理するものとする。

ウ 新規募集等に係る業務

- ① 新規の一般利用（1月を超える期間の利用）
 - ・ボート等の保管施設に空きが生じたときには、指定管理者と県が協議して定める募集要項により行う新規募集の結果に基づき、指定管理者が利用許可を行うものとする。
- ② 継続利用について
 - ・前記①による一般利用の利用許可の期間は、最長1年間である。その後、利用許可を受けた者が継続して施設を利用したい場合は、これが同一船舶である限り、継続利用を認めるものとする。

エ 減免申請時の受付等に係る事務

施設利用料の減免は県が行うが、指定管理者は、申請者から減免申請書及び添付書類を受け付け、県に回付する事務を行うものとする。

オ 利用許可に係る各種申請に対する承認、届出の受付等

指定管理者は、利用許可艇に係る「権利義務承継届」の受理を行うものとする。公共の施設として、施設を利用する権利の譲渡・転貸、艇の変更及び共同利用者の変更については認めないものとする。

カ 利用許可に伴う利用者指導、処分等

指定管理者は、施設内において未承認に係る船舶等を発見した場合の退去勧告、利用許可申請書の提出指導、利用許可艇に係る利用方法の変更、利用許可の取消し等を行うものとする。

当該業務は、施設の利用秩序を維持し、適切に運営していく上で重要なものであることから、指定管理者は、公正かつ中立に業務を遂行すること。

なお、指定管理者は、沖縄県行政手続条例に則った行政指導や不利益処分の手続を行うための体制を確保するものとする。

キ 競技会等開催時の調整

ヨットレース等の競技会を開催するときは、指定管理者は、競技会主催者に開催届を提出させ、施設が円滑かつ効率的に利用できるように調整するものとする。

ク 目的外利用許可申請の受付

船だまり施設の目的外利用許可申請については、指定管理者において受付を行い、指定管理者としての意見を付して県に送達するものとする。

ケ 施設利用料の徴収業務

利用料金徴収事務については、地方自治法施行令第158条第1項の規定により、指定管理者に委託するものとする。

(4) 施設の維持管理に関する業務

ア 施設の維持管理の考え方

各施設の安全、衛生、機能の各面からの確保がなされ、施設の快適な利用ができるよう各施設を適切に管理しなければならない。

なお、指定管理者は、施設利用者等の事故等に備え、施設賠償責任保険及び自動車保険に加入するものとする。

イ 光熱水費の支払い

指定管理者は、与那原船だまり（緑地内施設を含む）内の電気、上下水道、ガス等の光熱水費の支払いを行うものとする。

ウ 清掃等業務

① 業務を行う施設

(ア) 船だまり施設

浮棧橋、陸置場、物揚場、スロープ等

(イ) 公共ふ頭

② 清掃の頻度等

・清掃等は、「別紙1 清掃等業務内容」に示した頻度で実施するものとする。
このほか、スロープの海苔取り及び緑地の下草刈りを適宜実施すること。

③ 留意事項

- ・陸置場等のコンクリート面は、塵芥、汚物等の收拾清掃を行い、必要に応じて水洗いを行うこと。
- ・水域についてもできる範囲内で浮遊物等の除去を行い、常にきれいな状態に保つとともに、ゴミは分別を行ったうえ所定箇所に集積し、適切に処分すること。
- ・台風の通過後等で流木等が泊地内に大量に流入した場合は、県と協議の上で除去作業を行うこと。
- ・ごみの収集は、施設周辺の散乱ごみの収集も行うこと。
- ・放置物の処理、取得物の管理を適正に行うこと。

エ 巡視等業務

① 施設の巡視

(ア) 視点

- ・施設の目視等による点検及び異常の有無の確認、施設利用者の禁止行為への注意等を中心に巡視を行う。
- ・保管艇の確認（放置、盗難、破損等の防止）。
- ・施設の保全（施設、設備等の点検確認、火気防止、修繕箇所等の確認）。
- ・不審人物、立入禁止区域内立入者への指導。

(イ) 巡視を行う施設

・指定管理者が維持管理する全施設とする。

(ロ) 巡視の頻度等

- ・各施設の利用状況等を踏まえた巡視計画を作成して行うこと。
- ・施設利用時間内の船だまり施設については、陸上からの海面監視とあわせて随時実施すること。

(ハ) 留意事項

- ・船だまり施設エリアは原則として利用の許可を受けた者が利用するが、緑地等については、誰でも気軽に自由利用できるものであることに留意すること。
- ・危険な行為を行う者や秩序を乱す者に対しては、施設の利用の中止や利用方法を変更させるなどにより、適正に対処すること。
- ・事故を発見したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、事故報告書を作成し、県に報告すること。

(ニ) 防火管理

・防火管理者を選任するなど防火管理体制を整備し、防災訓練等を実施すること。

オ 修繕等業務

・施設利用者が安全かつ快適に施設が利用できるよう、常時施設の状況について確

認すること。特に、台風通過後や、暴風雨、強風後は、施設の状況を速やかに点検し、県に報告すること。

- ・施設の不具合を発見したときは、速やかに、修繕を行うこと。
- ・1件の修繕に関し、費用が50万円未満のものについては指定管理者が行い、これを超過すると認められるものは、見積書を添付（明らかに50万円以上と認められる場合を除く。）して県に修理を依頼することとする。
- ・なお、自然災害等により、一度に多額の費用を要する場合は、別途県と協議の上、別の方法をとることができるものとする。

(5) 施設利用者の安全管理等のサービス業務

指定管理者は、船だまりとして必要な利用者の安全管理を中心としたサービス業務を実施するものとする。

ア 気象情報提供業務

管理事務室窓口前の掲示板に気象情報を表示するなどの気象情報提供業務を実施する。

イ 出艇禁止、出艇注意指導業務

沖縄地方気象台から強風、波浪、高潮、濃霧及び暴風の注意報または警報が発令された場合等は、施設利用艇（船舶安全法に基づく船舶調査を受ける船舶等を除く。）に対して「出艇禁止指導」を行う。また、今後出艇禁止に達する可能性があり、危険が予想される場合は「出艇注意指導」を行う。

ウ 海面監視業務

施設の利用が多い日、ヨットレース開催時、出艇届が提出された艇について利用の事務終了時刻となっても帰港届が提出されない場合は、安全管理の観点から必要に応じて海面監視を実施する。

○業務の内容

航行中のヨット等に対して、救命胴衣の装着、乗船定員、帆走ルールの遵守、標旗掲出等の確認を行うとともに、漁業施設・漁船・公共埠頭・海水浴場に接近した場合の注意、気象悪化による帰港指導等を行うものとする。

エ その他

施設利用に係る助言、陸置艇のスロープなどにおける作業援助、施設利用者に対する操船や航行等の安全管理に関する助言等の業務を行う。

(6) 災害時及び荒天時における対応業務

ア 業務実施の考え方

災害又は緊急の事態が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、指定管理者は、港湾の施設の安全、施設の利用者の安全確保のための対応を行う。

イ 異常気象時の対応

- ・県の水防体制に準じ連絡体制を整備し、災害及び荒天時に備えること。
- ・津波、高潮、波浪等の気象警報の発令時必要と認める場合においては、指定管理者は、港に職員を待機させ、巡視、点検等の作業を行うこと。
- ・大規模地震に関する警報等が発せられた場合には、当該警報等に従い、必要な措置を行うものとする。
- ・荒天時は越波することがあるので、十分注意するとともに、保管船艇の係留及び結束状態等の点検を行うものとする。
- ・越波等により、通常の施設利用が困難と認められる場合又はそのおそれがある場合は、施設の全部又は一部の利用を中止するなどの措置をとらなければならない。

(7) 広報及び利用の促進に係る業務

- ・施設の広報パンフレット作成、ホームページの開設その他与那原船だまりの利用促進に関する業務を行うこと。
- ・施設の利用者等からの声を聞き、対応策を検討すること。

(10) その他の業務

ア 施設利用に当たっての苦情等の処理、アンケートの実施

指定管理者は、施設の利用者等からの要望、苦情の受付及び処理を行うとともに、施設の適切な利活用、施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等適当な手段により、意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映等について県へ報告するものとする。

イ 安全航行への対策・連絡調整業務

与那原船だまり周辺は漁船や作業船と航路が輻輳することから、官公署（海上保安部、与那原警察署、与那原町等）、ヨット関連団体、与那原・西原町漁業協同組合、各種マリン事業者等から構成する航行安全対策協議会等の設置により、船だまりの利用方法を調整するものとする。

ウ 調査業務

県の指示により、港湾統計、船だまり利用状況調査等の各種調査業務に係るデータの収集、取りまとめ及び報告を行うものとする。

エ 報告業務

施設の利用実績、現金による利用料の徴収額等の業務の実施について、県に報告するものとする。

○ 清掃等業務内容

施設名	回数	内容
海上係留施設・陸置施設	週4回	施設内のゴミ收拾等清掃
管理棟	週4回以上	管理棟内外の清掃
	毎日	管理棟内トイレ・シャワーの清掃 トイレ消耗品の補填等
	月1回	管理棟周辺緑地の草刈り、除草、芝刈り、 樹木管理（剪定・枝打ち等）
	年2回以上	床のワックスがけ、高窓の清掃等
護岸 駐車場	週2回以上	施設内のゴミ收拾等清掃
給油施設付属トイレ	週5回	トイレ清掃、トイレ消耗品の補填
緑地		
交流広場	週2回以上	施設内のゴミ收拾等清掃
	年5回以上	草刈り・除草・芝刈り
	年1回	樹木管理（剪定・枝打ち等）
取付道路沿緑地	週2回以上	施設内のゴミ收拾等清掃
	年5回以上	草刈り・芝刈り、除草 樹木管理（剪定・枝打ち等）
	年1回	
泊地（海面）	随時	ゴミ收拾等清掃

※ 上記清掃等実施に係るゴミ等の回収・処分、消耗品（石けん・トイレットペーパー等）の経費は指定管理料に含まれる。

※ 与那原船だまりについても、上表に準ずる。

○ 警備業務内容

警備時間	人 数
8:00~18:00	常駐警備 1 人 (巡回警備 2 回以上) (緑地については、1 回以上の巡回警備)
18:00~8:00	常駐警備 2 人 (巡回警備 6 回以上) (緑地については、2 回以上の巡回警備)

※ 警備対象区域は、「20 参考資料」の「4 施設設備一覧表」の「1-2 管理対象施設範囲図」を参照。

※ 陸上警備及び海面監視を含む。

○ 設備等保守点検内容一覧表

設備種別	設備等名称	設置箇所	点検内容
上下架装置	クレーン (20t) (60t)	一時係留棧橋横	・月次定期自主点検(月1回) ・年次定期自主点検(年1回) ・性能検査(2年に1回) ・暴風後等の点検(随時)
機械設備	揚降機(5t 電動 ウィンチ)	船揚場横	・自主点検
車 両	牽引車(フォーク リフト式)	—	・特定自主検査(年1回) ・月次検査(月1回)
車 両	牽引車(ホイール ロード式)	—	・特定自主検査(年1回) ・月次検査(月1回)
電気設備	受電・配電設備	管理棟内	・月次点検 ・年次点検A(年1回) ・年次点検B(3年に1回)
電気設備	配電設備	管理棟横	・同上
電気設備	駐車場関連機器	正面入口 1カ所	・自主点検
電気設備	屋外放送設備	ボートヤード	・自主点検
給水設備	受水槽	修理ヤード近く	・内部清掃(年1回)
給油施設	給油棟	船揚場横	・法定点検(週1回) ・自主点検(月1回) ・自主点検(6か月に1回) ・法定点検(年1回)

※ 管理対象区域内の上記設備又は上記以外の設備等について、必要とされる自主点検、法定点検等を実施すること。

※ 上記保守点検等に係る諸費用は指定管理料に含まれる。

2-① 与那原マリーナ管理業務区分表

区分	業務の内容			業務区分	
				県	指定
使用許可等関係	行為制限に係る許可（条例第3条）			○	
	使用許可 （条例第7条）	浮桟橋、陸置場、物揚場、揚降機（ウィンチ）、研修室、駐車場 船具倉庫、シャワー、給水施設、給電施設、給油施設			○
		上記以外		○	
	港湾施設使用上の規制（条例第4条）			○	
	船舶の移動命令等（条例第5条の2）			○	
	港湾区域及び港湾隣接区域内の占有、工事等の許可（港湾法第37条）			○	
	行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4）			○	
	承認に基づく地位の承継 （条例第12条）	指定管理者が行う使用許可に係るもの			○
		上記以外		○	
	使用料の徴収（条例第8条）				○
	使用料等の減免 （条例第9条）	指定管理者が行う利用の承認に係るもの 上記以外	申請書の受付		○
			減免の決定	○	
				○	
	入出港の届出（条例第6条）	受付			○
		受理		○	
	使用許可の取消し等（指定管理者の行う許可に係るもの）（条例第13条第1項）				○
	監督処分（地方自治法第244の2第11項）			○	
	競技会開催届等受付				○
	新規募集事務	ボート・ヨット関係	募集要項作成、承認予定者決定等	○	
			募集事務全般		○
利用者台帳管理（個人情報の保管管理等を含む）				○	
巻き上げ機（ウィンチ）操作、給電・給水・給油業務				○	
安全管理	出艇届、帰港届受理				○
	気象情報提供				
	出艇禁止指導、ボート等利用者アドバイス				
	海面監視、ヨット等レスキュー				
維持管理	清掃等（海苔取り、樹木管理を含む）、巡視（ゲート閉鎖開門、防火管理を含む）、保守点検、光熱水費等支払い				○
	施設の修繕	1件につき50万円以上のもの		○	
		1件につき50万円未満のもの			○
	施設の修築、新築			○	
荒天等対応	職員配置				○
	施設安全確認、港内巡視（利用者安全確認、保管艇確認）、点検の確認等				○
	関係機関等との連絡調整				○
	指定管理者に対する指示等			○	
その他	施設案内等利用促進（広報パンフレット、ホームページ作成等）				○
	利用者要望、苦情処理、窓口対応等				○
	諸関係団体等との調整				○
	各種統計調査データ収集・取りまとめ				○
	モニタリングへの対応				○

※ 条例とは「沖縄県港湾管理条例」を指す。

2-② 与那原船だまり管理業務区分表

区分	業務の内容		業務区分	
			県	指定
利用許可等関係	行為制限に係る許可（条例第3条）		○	
	使用許可 （条例第26条）	係留施設、船置場		○
		上記以外	○	
	港湾施設使用上の規制（条例第4条）		○	
	船舶の移動命令等（条例第5条の2）		○	
	港湾区域及び港湾隣接区域内の占有、工事等の許可（港湾法第37条）		○	
	行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4）		○	
	承認に基づく地位の承継 （条例第30条）	指定管理者が行う使用許可に係るもの		○
		上記以外	○	
	利用料の徴収（条例第27条）			○
	利用料等の減免 （条例第28条）	指定管理者が行う利用の承認に係るもの	申請書の受付	○
			減免の決定	○
	利用許可の取消し等（指定管理者の行う許可に係るもの）（条例第30条）			○
	監督処分（条例第20条第2項）		○	
利用者台帳管理（個人情報の保管管理等を含む）			○	
安全管理	利用者安全確認・指導、海面監視			○
維持管理	清掃等（海苔取り、樹木管理を含む）、巡視（ゲート閉鎖開門、防火管理を含む）、保守点検			○
	施設の修繕	1件につき50万円以上のもの	○	
		1件につき50万円未満のもの		○
	施設の修築、新築		○	
荒天等対応	職員配置			○
	施設安全確認、港内巡視（利用者安全確認、保管艇確認）、点検の確認等			○
	関係機関等との連絡調整			○
	指定管理者に対する指示等		○	
その他	施設案内等利用促進（広報パンフレット、ホームページ作成等）			○
	利用者要望、苦情処理、窓口対応等			○
	諸関係団体等との調整			○
	各種統計調査データ収集・取りまとめ			○
	モニタリングへの対応			○

※ 条例とは「沖縄県港湾管理条例」を指す。

3 リスク分担表（共通）

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		沖縄県	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利変動に伴う経費の増		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	上記以外の税制変更		○
支払遅延	指定管理者の責に帰することのできない理由により、県からの経費の支払い遅延によって生じた事由	○	
	上記以外の場合		○
政治、行政上の理由による事業変更	政治、行政上の理由から、施設管理、運営管理の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等、県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した書類等の内容の誤りによるもの		○
施設や設備の損傷	経年劣化によるもの（1件の修繕につき、50万円以上のものについては県が負担し、50万円未満のものについては指定管理者が負担）	○	○
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（1件の修繕につき、50万円以上のものについては県が負担し、50万円未満のものについては指定管理者が負担）	○	○
	指定管理者による施設等の管理運営上の瑕疵によるもの		○
利用者や第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害（犯罪や事故等の発生）を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
事業の中止	県の責任による遅延、中止	○	
	指定管理者の責任による遅延、中止		○
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合又は指定期間中途において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用及び新しい指定管理者への引継費用		○

4-① 施設設備一覧表(管理対象施設範囲図を含む)

分類	No	図面名称	内容
1 利用計画関係	1	全体施設平面図	平面図
	2	管理対象施設範囲図	平面図
2 施設関係	1	駐車場配置図	配置図
	2	栈橋施設配置平面図 ①固定栈橋(メイン栈橋) ②楕形栈橋A(大型艇用) ③楕形栈橋B(中型艇用) ④単栈橋A(ビジター用) ⑤単栈橋B(一時係留用) ⑥単栈橋C(一時係留用) ⑦単栈橋D(給油用) ⑧単栈橋E(ディンギー用)	平面図 構造図 // // // // // // //
	3	管理棟 管理棟 管理棟(電気設備)	平面図 //
	4	便所棟 便所棟	平面図
	5	給油施設 給油棟	平面図
	6	土木施設配置平面図 マリーナ護岸(A) マリーナ護岸(B) マリーナ船揚場	平面図 // // //
	3 設備関係	1	栈橋給電設備
2		栈橋給水設備	平面図
3		クレーン(20t)	
4		クレーン(60t)	
5		ボートヤード給電給水設備	平面図
6		ボートヤード照明設備	//
7		ボートヤード屋外放送設備	
8		受水槽	構造図
9		揚降機(5t電動ウインチ)	//
10		牽引車(ホイールロード式)	カタログ
11		牽引車(フォークリフト式)	//
12		船具倉庫(大型)	構造図
13		船具倉庫(小型)	//
14		ゲート入退場管理装置	機器姿図
15		出入港管理装置	//
16		駐車場自動支払装置	//
17		船用台車(クルザーボート用:20ft)	写真
18		船用台車(クルザーボート用:30ft)	//
19		船用台車(クルザーボート用:45ft)	//
20		船用台車(クルザーボート用:60ft)	//
21		船台用台車(60t用ボート・カタマラン兼用)	//

4-② 施設設備一覧表(管理対象施設範囲図を含む)

分類	No	図面名称	内容
1 与那原船だまり	1	物揚場 (マリンタウン東浜公園側)	計画平面図、 平面図、横断 図、標準断面 図、詳細図
	2	船揚場	計画平面図、 横断図、標準 断面図、横断 図、ブロック 配置平面図
	3	物揚場 (西原マリパーク側)	平面図、詳細 平面図、横断 図、標準断面 図、ブロック 配置平面図、 各詳細図

5 貸付物品一覧表

品名	物品コード	物品番号	数量	備考
牽引車 (ホイールローダール: 型式ZW80-5B)			1	
牽引車 (フォークリフト:型 式8FD35)			1	
揚降機 (5t電動ウインチ)			1	
クレーン (20 t)			1	H29設置
クレーン (60 t)			1	H29設置
ノートパソコン			1	
プリンター			1	
入出港管理受付機			1	
管理サーバー			1	
19インチモニター			1	
無停電電源装置			1	
カード作成機			1	
割引ライター			1	
磁気カード書込機			1	
音響設備アンプ架			1	
ワイヤレスマイク(ハ ンド型)			2	
ワイヤレスマイク(タ イピン型)			2	
マイクスタンド (卓 上型)			2	
マイクスタンド (床 上型)			2	

プロジェクター		1	
100型電動スクリーン		1	
防災列盤		1	
40インチ外付モニター		1	
船具倉庫 (大型)		6	
船具倉庫 (小型)		8	
船用台車 (クルザーボート用:20ft、1.8t)		1	
船用台車 (クルザーボート用:30ft、7.6t)		1	
船用台車 (クルザーボート用:45ft、14.5t)		1	
船用台車 (クルザーボート用:60ft、32.8t)		1	
船用台車 (60 t 用ボート・カタマラン兼用)		1	R3設置
研修室用テーブル		13	
研修室用チェア		38	
事務室用片袖デスク		9	
事務室用チェア		9	

6 与那原 船だまり場の利用料金の設定について

1 管理費の設定にあたっての留意事項

指定管理業務及び自主事業に係る経費については、下記数値をもとに設定してください。
ただし、下記数値は、過去の実績等を元に事業計画書を作成するために設定したものであり、推定値です。実際の与那原船だまりの利用者数を保証するものではありません。

(1) 与那原船だまり場の利用予定数（艇）

有料施設等名	利用予定者数(艇)	備考
①陸置場	約15艇（固定値）	陸置利用予定数（年平均常時）
②海上係留	約10艇（固定値）	海上係留利用予定数（年平均常時）

(2) 維持管理費

与那原船だまりの維持管理費について、下記費用を想定して計算する。

項目	金額	備考
①陸置場	約1,800千円	管理業務に係る全ての費用を含む（例示額）
②海上係留	約1,500千円	管理業務に係る全ての費用を含む（例示額）

※上の維持管理費は例示額であり、実際の計算は申請書類の実施計画で計上した費用で計算することとなります。

2 利用料金の設定方法について

(1) 利用料金の額は、「西原・与那原マリパークの維持及び管理に必要な費用を有料施設等の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者がこれを定める。」（港湾管理条例第27条第2項）としています。

(2) 料金の設定方法。

①陸置場

条例の規定により、陸置場の①維持管理費用を②陸置場利用予定艇数で除して得た③金額の範囲内で利用料金を設定します。

①維持管理費用 （例示額）	②利用予定隻数 （固定値）	③利用料金上限 ①/②	④利用料金の設定 ③≥④ 申請者が設定
1,800,000円	15隻	120,000円	1年につき 110,000円（例示）

②係留施設

①陸置場と同様に、海上係留の①維持管理費用を②海上係留利用予定艇数で除して得た③金額の範囲内で利用料金を設定します。

①維持管理費用 (例示額)	②利用予定隻数 (固定値)	③利用料金上限 ①/②	④利用料金の設定 ③≥④ 申請者が設定
1,500,000円	10隻	150,000円	1年につき 150,000円(例示)

3 現在の利用料金

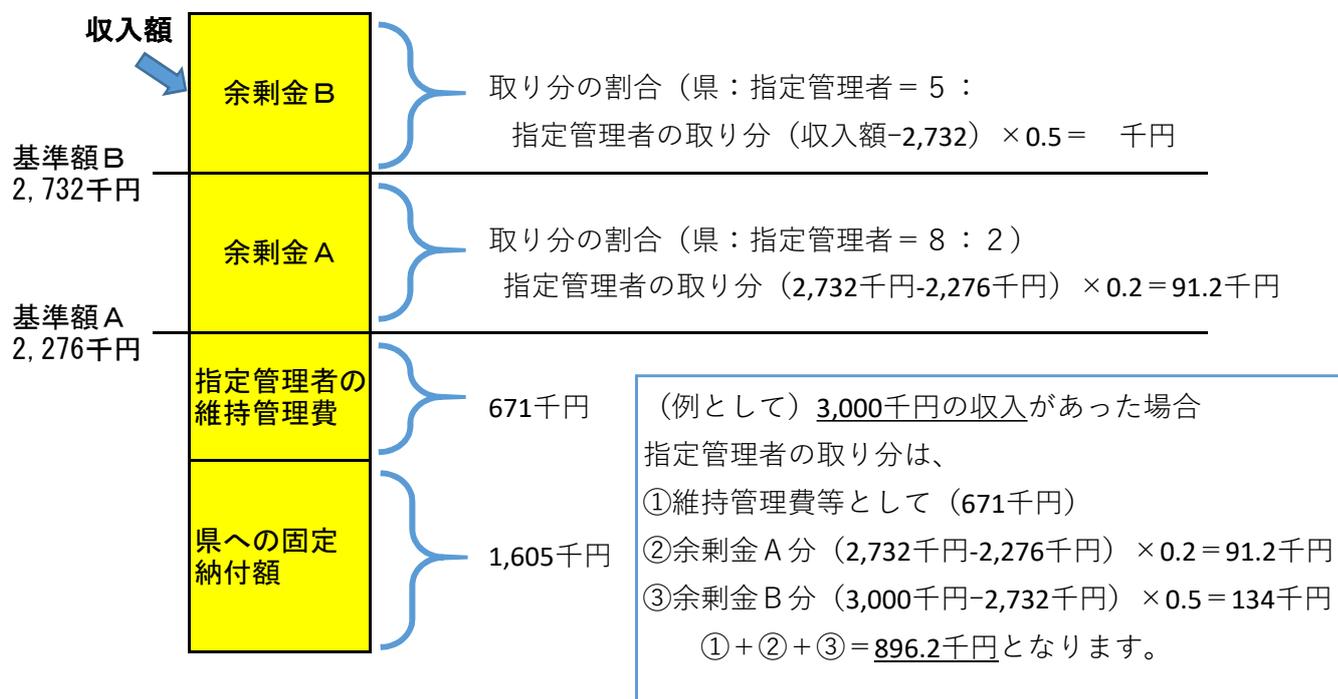
令和5年度の利用料金は下記のとおりです。

利用料金は、県知事の承認を受けた上で指定管理者が設定することとなりますが、現利用者の状況も鑑み、料金改定を行う場合は慎重にご検討下さい。

艇長	区分	使用料 (年間)	区分	使用料 (年間)
5m未満	陸置	¥72,000	海上係留	¥90,000
5m～7m未満		¥96,000		¥120,000
7m～9m未満		¥120,000		¥150,000
9m～11m未満		¥144,000		¥180,000
11m～13m未満		¥168,000		¥210,000
13m～15m未満		¥192,000		¥240,000
15m～17m未満		¥216,000		¥270,000
17m～19m未満		¥240,000		¥300,000
19m～21m未満		¥264,000		¥330,000

4 船だまりの利用料金収入の県への納付について

利用料金収入のうち、県への納付額は以下のとおりとなります。



※上記金額はすべて消費税抜き金額となります。

沖繩県港湾管理条例

昭和47年5月15日 条例第55号
改正 令和5年3月31日 条例第2号

沖繩県港湾管理条例をここに公布する。

沖繩県港湾管理条例

目次

第1章 総則（第1条—第2条の2）

第2章 港湾施設の使用等

第1節 行為の禁止等（第3条—第5条の3）

第2節 入出港届等（第6条・第6条の2）

第3節 施設の使用許可等（第7条—第15条）

第3章 指定管理者による管理

第1節 通則（第16条—第21条）

第2節 宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナの管理（第22条—第24条）

第3節 西原・与那原マリンパークの管理（第25条—第30条）

第4章 事務処理の特例（第31条）

第5章 雑則（第32条）

第6章 罰則等（第33条—第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）の規定により、県が管理する港湾の利用及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 港湾区域 法第33条第2項において準用する法第4条第4項又は第8項の規定による同意

又は届出のあった区域をいう。

（2） 港湾隣接地域 法第37条第1項の規定により知事が指定する区域をいう。

（3） 港湾施設 法第2条第5項に規定する港湾施設及び同条第6項の規定に基づき国土交通大

沖繩県港湾管理条例

臣が認定した施設であつて、県が管理するものをいう。

（4） 宜野湾港マリーナ 宜野湾港の港湾施設のうち、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供する施設及び港湾環境整備施設をいう。

（5） 与那原マリーナ 中城湾港（西原与那原地区）の港湾施設のうち、知事が定める区域内にあるスポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供する施設及び港湾環境整備施設をいう。

（6） 西原・与那原マリンパーク 中城湾港（西原与那原地区）の港湾施設のうち、知事が定める区域内にあるスポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供する施設及び港湾環境整備施設をいう。

（県管理港湾）

第2条の2 県が管理する港湾は、別表第1のとおりとする。

第2章 港湾施設の使用等

第1節 行為の禁止等

（行為の禁止等）

第3条 何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第6号から第10号までに掲げる行為について知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

（1） 港湾区域内において、いかだ、竹木等を放置し、又は船舶の航行に支障若しくは支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

（2） 係留施設において、その保全上支障を及ぼす程度に貨物を積み上げ、又はみだりに貨物、牛馬車、畜類等を停滞させること。

（3） 港湾区域内又は港湾施設内において、じんかい、汚物、腐敗物等公衆衛生上有害と認められるものを投棄又は放置すること。

（4） 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）の規定に基づき知事が設定した制限区域に正当な理由なく立ち入ること。

（5） 前各号のほか、港湾施設を損傷し、若しくは損傷するおそれのある行為又は港湾施設の機能を妨げる行為をすること。

（6） 爆発物その他危険物（港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（昭和54年運輸省告示第547号）に定めるものをいう。）を荷役するために、係留施設（当該専用供するものを除く。）を使用し、又は係留施設にこれらの物件を積載した船舶に係留すること。

（7） 係留施設に直接又は近接して船舶の係留に支障のあるものを係留すること。

沖繩県港湾管理条例

- (8) 係留施設以外の箇所に船舶を係留すること。
- (9) 係留施設において、じんかい、汚物、腐敗物、悪臭を発するものその他公衆衛生上有害と認められるものを荷役すること。
- (10) 人寄せをし、又は物品を販売すること。

(港湾施設使用上の規制)

第4条 知事は、港湾施設の保全又は機能の確保のため必要があると認めるときは、その施設の使用を禁止し、又は制限することができる。

(放置物件の除去命令)

第5条 知事は、港湾区域内又は港湾施設内における放置物件が港湾の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(船舶の移動命令等)

第5条の2 知事は、港湾施設の利用の増進を図るために必要があると認めるときは、係留、停泊又は停留している船舶に対し離岸、転びよう又は移動を命ずることができる。

(関係書類の提示)

第5条の3 知事は、荷さばき施設若しくは保管施設を使用する貨物又は入港船舶について必要があると認めるときは、当該貨物の数量又は船舶のトン数その他必要な事項について当該使用者若しくは貨物取扱人又は船長に対し、関係書類の提示を求めることができる。

第2節 入出港届等

(入出港届)

第6条 船舶は、規則で定める港湾の港湾区域内に入港し、又は当該港湾区域内から出港しようとするときは、入港届又は出港届を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に指定した船舶については、この限りでない。

(港内営業の届出)

第6条の2 港湾施設において、次の各号に掲げる業を行おうとする者は、知事に届け出なければならない。

- (1) 港湾運送事業
- (2) 海上運送事業
- (3) 倉庫業
- (4) 引船業
- (5) 網取業

沖繩県港湾管理条例

- (6) 船舶給水業
- (7) 不用品等の回収業
- (8) 船内清掃業

第3節 施設の使用許可等

(施設の使用許可)

第7条 港湾施設（宜野湾港マリーナ、与那原マリーナ及び西原・与那原マリナパークに係るもの）を除く。以下この節において同じ。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、その許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 知事は、前項の許可をするに当たり、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第8条 前条第1項の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。

(占用料)

第8条の2 港湾区域内の水域（港湾法施行令（昭和26年政令第4号）で定めるその上空及び水底の区域を含む。）又は港湾隣接地域内の公共空地（以下「水域又は公共空地」という。）に係る法第37条第1項第1号に掲げる行為の許可を受けた者は、別表第3に掲げる占用料を納入しなければならない。

2 前項の占用料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。

(土砂採取料)

第8条の3 水域又は公共空地に係る法第37条第1項第2号に掲げる行為の許可を受けた者は、別表第4に掲げる土砂採取料を納入しなければならない。

2 前項の土砂採取料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用料等の減免)

第9条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料、占用料又は土砂採取料（以下「使用料等」という。）を減額又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

沖縄県港湾管理条例

第10条 既に納入した使用料等は、還付しない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、港湾施設を使用する権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(権利義務の承継等)

第12条 使用者について、相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により第7条第1項の許可に係る地位を承継した法人は、当該使用者の港湾施設に係る権利義務を承継する。

2 前項の規定により権利義務を承継した者は、その承継のあった日から起算して14日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(使用許可の取消し等)

第13条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、その使用の許可の取消し、使用の制限、使用場所の変更、施設物の撤去又はその他必要な措置を命ずることができ。

27 (1) この条例（これに基づく規則を含む。以下この号において同じ。）又はこの条例に基づく知事の命令に違反したとき。

(2) 詐欺その他不正の行為により許可を受け、又は使用料の徴収を免れた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 港湾施設の工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

(2) 港湾施設の保全上著しい支障が生じたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない理由が生じたとき。

(原状回復の義務等)

第14条 使用者は、港湾施設の使用を終わつたとき又は前条の規定により許可を取り消されたときは、自己の負担において、知事が指定する期日までに当該港湾施設を原状に回復し、関係職員の検査を受けなければならない。ただし、知事がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第15条 使用者又はその代理人若しくはこれらの使用者の責めに帰すべき理由により、港湾施設を滅失又は毀損したときは、使用者は、知事が指定する期日までに当該港湾施設を原状に回復し、関係職員の検査を受けなければならない。ただし、知事が定める損害額を賠償したときは、この限りでない。

沖縄県港湾管理条例

第3章 指定管理者による管理

第1節 通則

(指定管理者による管理)

第16条 次に掲げる港湾施設（以下「指定管理港湾施設」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(1) 宜野湾港マリーナ

(2) 与那原マリーナ

(3) 西原・与那原マリன்பーク

(指定管理者の業務)

第17条 宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナの指定管理者は、それぞれ次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第24条の規定により読み替えて適用される第7条の規定による使用の許可に関する業務、第24条の規定により読み替えて適用される第12条第2項の規定による権利義務の承継の届出の受理に関する業務及び第24条の規定により読み替えて適用される第13条の規定による使用の許可の取消し等に関する業務

(2) 宜野湾港マリーナ又は与那原マリーナの維持及び修繕に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、宜野湾港マリーナ又は与那原マリーナの管理運営に関して、知事が必要と認める業務

2 西原・与那原マリன்பークの指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第26条の規定による利用の許可に関する業務、第30条の規定により読み替えて適用される第12条第2項の規定による権利義務の承継の届出の受理に関する業務及び第30条の規定により読み替えて適用される第13条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務

(2) 第27条の規定による利用料金の收受に関する業務、第28条の規定による利用料金の減免に関する業務、第29条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務

(3) 西原・与那原マリன்பークの維持及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、西原・与那原マリன்பークの管理運営に関して、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

沖縄県港湾管理条例

第18条 第16条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

（指定管理者の指定等）

第19条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に指定管理港湾施設の管理を行うことができると認めると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

（1） 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。

（2） 事業計画書等の内容が、指定管理港湾施設の効用を最大限に發揮させるものであることととも、効率的な管理がなされるものであること。

（3） 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。

（4） 前3号に掲げるもののほか、指定管理港湾施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、宜野湾港マリナーナ、与那原マリナーナ及び西原・与那原マリナーナパーク指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

（運用委員会）

第19条の2 この条例の規定に基づき諮問に応じて調査審議を行わせるため、宜野湾港マリナーナ、与那原マリナーナ及び西原・与那原マリナーナパーク指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、指定管理港湾施設に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う指定管理港湾施設の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員4人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任することができる。

沖縄県港湾管理条例

- 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（指定管理者の指定等の告示）

第20条 知事は、第19条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

（事業報告書の提出）

第21条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

第2節 宜野湾港マリナーナ及び与那原マリナーナの管理

（休港日）

第22条 宜野湾港マリナーナ及び与那原マリナーナの休港日は、次に掲げるとおりとする。

（1） 火曜日

（2） 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休港日を臨時に変更することができる。

（使用時間）

第23条 宜野湾港マリナーナ及び与那原マリナーナの使用時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（1） 4月1日から10月31日までの期間 午前8時から午後6時30分まで

（2） 前号の期間以外の期間 午前9時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の使用時間を臨時に変更することができる。

（施設の使用許可等）

第24条 第2章第3節（第8条の2及び第8条の3を除く。）の規定は、宜野湾港マリナーナ及び与那原マリナーナの管理について適用する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、宜野湾港マリナーナにあつては同表の第3欄に、与那原マリナーナにあつては同表の第4欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

沖縄県港湾管理条例

第7条第1項	港湾施設（宜野湾港マリーナ、与那原マリーナ及び西原・与那原マリノパークに係るものを除く。以下この節において同じ。）	宜野湾港マリーナの港湾施設	与那原マリーナの港湾施設
第7条第2項	知事	指定管理者	指定管理者
第7条第3項	知事	指定管理者	指定管理者
第8条第1項	前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項
第8条第2項	前条第1項	第24条の規定により読み替えて適用される前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項
第9条	別表第2	別表第5	別表第6
第10条	前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項
第11条	使用料等	使用料	使用料
第12条	使用料、占有料又は土砂採取料（以下「使用料等」という。）	使用料	使用料
第13条	使用料等	使用料	使用料
第14条	使用料等	使用料	使用料
第15条	港湾施設	宜野湾港マリーナの港湾施設	与那原マリーナの港湾施設

沖縄県港湾管理条例

第12条第2項	前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項
第13条第1項	知事	指定管理者	指定管理者
第13条第2項各号列記以外の部分	知事	指定管理者	指定管理者
第13条第3項第1号及び第2号	港湾施設	宜野湾港マリーナの港湾施設	与那原マリーナの港湾施設
第14条	港湾施設	宜野湾港マリーナの港湾施設	与那原マリーナの港湾施設
第15条	前条	第24条の規定により読み替えて適用される前条	第24条の規定により読み替えて適用される前条
	港湾施設	宜野湾港マリーナの港湾施設	与那原マリーナの港湾施設

第3節 西原・与那原マリノパークの管理

(利用期間及び利用時間)

第25条 西原・与那原マリノパークの次の表の左欄に掲げる施設及び設備（以下「有料施設等」という。）の利用期間及び利用時間は、それぞれ同表の中欄に掲げる利用期間及び同表の右欄に掲げる利用時間のとおりとする。

有料施設等名	利用期間	利用時間
駐車場	1月1日から12月31日まで	午前8時30分から午後10時まで
陸置場	1月1日から12月31日まで	午前0時から午後12時まで。ただし、入場し、又は出場できる時間は、午前8時（11月1日から翌年の3月31日までの期間は、午前9時）から午後6時30分（11月1日から翌年の3月31日までの期間は、午後5時）まで
係留施設		

沖縄県港湾管理条例

シャワー	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後8時まで
多目的広場	1月1日から12月31日まで（火曜日から日曜日）	午前8時30分から午後10時まで
軽スポーツ広場	（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日に当たるときは、その日の後日において最も近い休日でない日）を除く。）	
パークゴルフ場		
照明設備		午後6時から午後10時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の利用期間及び利用時間を臨時に変更することができる。

(利用許可)

第26条 西原・与那原マリンパークの有料施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）がその許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、有料施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、必要な条件を付することができる。

(利用料金)

第27条 利用者は、有料施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 前項の利用料金の額は、西原・与那原マリンパークの維持及び管理に必要な費用を有料施設等の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者がこれを定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、これを県公報で告示するものとする。

5 第1項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、当該指定管理者の収入とする。
(利用料金の減免)

第28条 指定管理者は、災害その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免

沖縄県港湾管理条例

除することができる。

(利用料金の返還)

第29条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(権利の譲渡等の禁止等)

第30条 第11条から第15条までの規定は、利用者について適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11条	使用者	第26条第1項の利用者（以下「利用者」という。）
	港湾施設	西原・与那原マリンパークの港湾施設
	使用する	利用する
第12条第1項	使用者	利用者
	第7条第1項	第26条第1項
	港湾施設	西原・与那原マリンパークの港湾施設
第12条第2項	前項	第30条の規定により読み替えて適用される前項
	知事	指定管理者
第13条の見出し	使用許可	利用許可
第13条第1項各号列記以外の部分	知事	指定管理者
	使用者	利用者
	使用の許可	利用の許可
	使用の制限	利用の制限
	使用場所	利用場所
第13条第1項第1号	知事	指定管理者
第13条第1項第2号	使用料	利用料金
第13条第2項各号	知事	指定管理者

沖繩県港湾管理条例

号列記以外の部分	使用者 前項	利用者 第30条の規定により読み替えて適用される前項
第13条第2項第1号及び第2号	港湾施設	西原・与那原マリナーパークの港湾施設
第14条	使用者 港湾施設の使用を終わったとき 前条	利用者 西原・与那原マリナーパークの港湾施設の利用を終わったとき 第30条の規定により読み替えて適用される前条
第15条	使用者 港湾施設	利用者 西原・与那原マリナーパークの港湾施設

第4章 事務処理の特例

第31条 この条例及びこの条例の施行のための規則に基づき事務のうち、次の表の左欄に掲げる港湾又は港湾施設に係る同表の右欄に掲げるものは、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、それぞれ当該港湾又は港湾施設の所在市町村が処理することとする。

港湾又は港湾施設	事務
前泊港 野甫港 仲田港 内花港 奥港 古宇利港	1 第3条第6号から第10号までに掲げる行為の許可に関する事務
伊江港 本部町に所在する水納港 本部港 (浜崎地区及び瀬底地区) 金武湾港 (金武地区、並里地区、伊芸地区及び屋嘉地区) 金武湾港 (石川地区、天願地区、屋慶名地区、平安座南地区、宮城地区、伊計地区、浜地区及び比嘉地区) 中城湾港 (津堅地区及びアギ浜地区) 中城湾港 (熱田地区) 中城湾港 (西原与那原地区 (西原町の区域内に所在する西原・与那原マリナーパーク以外の港湾施設)) 中城湾港 (馬天地区、仲伊保地区及び安座真地区) 徳仁港 兼城港 粟国港 渡嘉敷港 座間味港 安護の浦港 慶留間港 北大東港 南大東	2 第4条に規定する港湾施設の使用の禁止又は制限に関する事務 3 第5条に規定する放置物件の除去命令に関する事務 4 第5条の2に規定する船舶に対する移動命令等に関する事務 5 1から4までに掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であって、別に規則で定めるもの

沖繩県港湾管理条例

港 来間・前浜港 長山港 多良間港 多良間村に所在する水納港 白浜港 上地港 竹富東港 黒島港 小浜港 鳩間港 船浦港 仲間港 船浮港 祖納港

2 この条例及びこの条例の施行のための規則に基づき事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、運天港にあっては今帰仁村が、本部港 (渡久地地区及び本部地区) に限り、本部港立体駐車場を除く。) にあっては本部町が処理することとする。

- (1) 第3条第6号から第10号までに掲げる行為の許可に関する事務
 - (2) 第4条に規定する港湾施設の使用の禁止又は制限に関する事務
 - (3) 第5条に規定する放置物件の除去命令に関する事務
 - (4) 第5条の2に規定する船舶に対する移動命令等に関する事務
 - (5) 第5条の3に規定する関係書類の提示に関する事務
 - (6) 第6条の入港届又は出港届の受理に関する事務
 - (7) 第6条の2の規定による港内営業の届出の受理に関する事務
 - (8) 第7条に規定する港湾施設 (港湾施設用地、旅客施設及び事務所を除く。) の使用許可に関する事務
 - (9) 第8条に規定する使用料 (港湾施設用地、旅客施設及び事務所に係る使用料を除く。) の徴収に関する事務
 - (10) 第12条第2項の規定による権利義務の承継の届出の受理に関する事務
 - (11) 第13条に規定する使用許可の取消し等に関する事務
 - (12) 第14条に規定する原状回復の検査等に関する事務
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であって、別に規則で定めるもの
- 3 この条例及びこの条例の施行のための規則に基づき事務のうち、本部港 (本部港立体駐車場に限る。) に係る次に掲げるものは、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、伊江村が処理することとする。
- (1) 第3条第10号に規定する行為の許可に関する事務
 - (2) 第4条に規定する港湾施設の使用の禁止又は制限に関する事務
 - (3) 第5条に規定する放置物件の除去命令に関する事務

沖繩県港湾管理条例

- (4) 第7条に規定する港湾施設の使用許可に関する事務
- (5) 第8条に規定する使用料の徴収に関する事務
- (6) 第12条第2項の規定による権利義務の承継の届出の受理に関する事務
- (7) 第13条に規定する使用許可の取消し等に関する事務
- (8) 第14条に規定する原状回復の検査等に関する事務
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づき事務であって、別に規則で定めるもの

第5章 雑則

(規則への委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則等

(罰則)

第33条 第3条、第7条第1項（第24条において適用する場合を含む。）、第15条（第24条及び第30条において適用する場合を含む。）若しくは第26条第1項の規定に違反し、又は第5条、第5条の2若しくは第13条（第24条及び第30条において適用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

第34条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(過怠金)

第35条 詐偽その他不正の行為により占有料又は土砂採取料の徴収を免れた者からは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 知事は、第8条（第24条において適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる港湾以外の港湾の港湾施設の利用者からは、使用料を徴収しないことができる。
 - (1) 運天港
 - (2) 本部港（渡久地地区及び本部地区に係る部分に限る。）
 - (3) 宜野湾港
 - (4) 中城湾港（新港地区及び西原与那原地区のうち与那原マリーナに係る部分に限る。）

沖繩県港湾管理条例

3 この条例の施行の際現に港湾施設の使用の許可を受けている者は、この条例の規定による許可を受けた者とみなす。

附 則（昭和48年3月29日条例第42号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年12月24日条例第80号）

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（昭和49年3月29日条例第9号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年7月9日条例第39号）

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（昭和54年3月29日条例第12号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月29日条例第11号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、別表第1中城湾港の項の改正規定中佐敷町に係る部分は、同年6月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月30日条例第7号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年10月16日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日条例第20号）

この条例は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日条例第8号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第10条及び附則第4項の規定は平成元年5月1日から、第13条の規定は平成元年10月1日から施行する。
- 4 第10条の規定による改正後の沖繩県港湾管理条例の規定は、平成元年5月1日以後に受ける使用の許可に係る使用料について適用し、同日の前日までに受けた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年7月11日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

沖繩県港湾管理条例

附 則 (平成2年3月31日条例第12号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月31日条例第9号)

この条例は、平成3年5月1日から施行する。

附 則 (平成5年12月22日条例第31号)

この条例は、平成6年1月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日条例第14号)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年3月31日条例第10号)

1 この条例は、平成8年5月1日から施行する。ただし、第16条及び別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、平成8年5月1日以後に受ける使用の許可に係る使用料について適用し、同日の前日までに受けた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年5月20日条例第12号)

この条例は、平成9年6月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、平成9年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第47号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年12月27日条例第73号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。(後略)

附 則 (平成13年7月12日条例第36号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成13年9月1日から施行する。

2 改正後の別表第3の規定は、平成13年9月1日以後に受ける使用の許可に係る使用料について適用し、同日の前日までに受けた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年3月30日条例第11号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。(後略)

17/39

沖繩県港湾管理条例

附 則 (平成16年3月25日条例第18号)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成16年5月1日から施行する。

2 改正後の別表第2の規定は、平成16年5月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日の前日までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年12月28日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成17年7月26日条例第39号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月26日条例第59号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項の規定 公布の日

(2) 別表第1の改正規定及び別表第6の改正規定(「(第15条の3関係)」を「(第24条関係)」に改める部分を除く。) 平成18年1月1日

(経過措置)

2 この条例の施行前に、改正前の沖繩県港湾管理条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後の沖繩県港湾管理条例(以下「改正後の条例」という。)中相当する規定があるものは、改正後の条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

3 改正後の条例第19条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の前においても、改正後の条例第18条から第20条までの規定の例により行うことができる。

附 則 (平成18年3月31日条例第26号)

この条例は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月24日条例第48号)

18/39

沖縄県港湾管理条例

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の沖縄県港湾管理条例の規定によりされた渡久地港、浜崎港、本部港又は瀬底港に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の沖縄県港湾管理条例の規定によりされた本部港の渡久地地区、浜崎地区、本部地区又は瀬底地区に係る処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成18年10月27日条例第62号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の沖縄県港湾管理条例 (以下「改正前の条例」という。) の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後の沖縄県港湾管理条例 (以下「改正後の条例」という。) 中相当する規定があるものは、改正後の条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

34

- 3 この条例の施行前に改正前の条例の規定により使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 5 改正後の条例第19条の規定による西原マリンパークの指定管理者の指定及び改正後の条例第27条第3項の規定による利用料金の承認並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第18条から第20条まで及び第27条第2項から第4項までの規定の例により行うことができる。

附 則 (平成19年3月30日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の沖縄県港湾管理条例の規定によりされた普天間港又は前泊港 (多良間村に所在する前泊港をいう。) に係る処分、手続その他の行為は、それぞれ

沖縄県港湾管理条例

この条例による改正後の沖縄県港湾管理条例の規定によりされた多良間港の普天間地区又は前泊地区に係る処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成24年8月3日条例第66号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の条例第19条の規定による西原・与那原マリンパークの指定管理者の指定及び改正後の条例第27条第3項の規定による利用料金の承認並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第18条から第20条まで及び第27条第2項から第4項までの規定の例により行うことができる。

附 則 (平成24年12月26日条例第93号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2、別表第4及び別表第5の規定は、平成26年5月1日以後に受ける使用又は行為の許可に係る使用料及び土砂採取料について適用し、同日の前日までに受けた使用又は行為の許可に係る使用料及び土砂採取料については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年7月17日条例第42号)

この条例は、平成27年9月1日から施行する。

附 則 (平成27年10月27日条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)

- 2 この条例による改正後の沖縄県港湾管理条例 (以下「改正後の条例」という。) 第19条の規定による与那原マリナーナの指定管理者の指定及びこれに關し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第18条から第20条までの規定の例により行うことができる。

附 則 (平成29年10月31日条例第26号)

沖縄県港湾管理条例

この条例は、平成29年12月1日から施行する。ただし、別表第6中第4項を第5項とし、第3項の次に1項を加える改正規定は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年5月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表第2及び別表第4から別表第6までの規定は、この条例の施行の日以後に受ける使用又は行為の許可に係る使用料及び土砂採取料について適用し、同日の前日までに受けた使用又は行為の許可に係る使用料及び土砂採取料については、なお従前の例による。

35

附 則（令和元年12月27日条例第56号）

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条、第5条の2、第12条、第14条から第16条まで、第19条、第23条、第30条、別表第1及び別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

（令和元年12月規則第71号で、同2年2月1日から施行）

附 則（令和5年3月31日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条の2関係）

港湾名	所在地
前泊港	伊平屋村
野甫港	伊平屋村
仲田港	伊是名村
内花港	伊是名村
奥港	国頭村

沖縄県港湾管理条例

塩屋港	大宜味村
古字利港	今帰仁村
運天港	今帰仁村 名護市
伊江港	伊江村
水納港	本部町
本部港	本部町
金武湾港	宜野座村 金武町 うるま市
中城湾港	うるま市 沖繩市 北中城村 中城村 西原町 与那原町 南城市
宜野湾港	宜野湾市
徳仁港	南城市
兼城港	久米島町
粟国港	粟国村
渡嘉敷港	渡嘉敷村
座間味港	座間味村
安護の浦港	座間味村
慶留間港	慶留間村
北大東港	北大東村
南大東港	南大東村
来間・前浜港	宮古島市
長山港	宮古島市
多良間港	多良間村
水納港	多良間村
白浜港	竹富町
租納港	竹富町
上地港	竹富町
竹富東港	竹富町
黒島港	竹富町
小浜港	竹富町
鳩間港	竹富町

沖縄県港湾管理条例

船浦港	竹富町
仲間港	竹富町
船浮港	竹富町
祖納港	与那国町

別表第2 (第8条関係)

宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナ以外の港湾施設の使用料

種別	区分	単位	使用料
係留施設 使用料	旅客定期航路船舶のうち外航係留1回(継続するものは、船舶(総トン数20トン以上の24時間までを1回とする。)) 船舶	総トン数1トンにつき	2円
	旅客定期航路船舶のうち内航係留1回(継続するものは、船舶(総トン数20トン以上の24時間までを1回とする。)) 船舶	総トン数1トンにつき	2.20円
	旅客定期航路船舶以外の船舶係留1回(継続するものは、ののうち外航船舶(総トン数20トン以上を1回とする。)) トン以上の船舶)	総トン数1トンにつき	4円
	旅客定期航路船舶以外の船舶係留1回(継続するものは、ののうち内航船舶(総トン数20トン以上を1回とする。)) トン以上の船舶)	総トン数1トンにつき	4.40円
給電設備使用料		1時間につき	221円
荷さばき地使用料	(1) 貨物搬入の日から15日以内1平方メートルにつき		5.50円(ただし、初日は無料)
	(2) 貨物搬入の日から16日以降1平方メートルにつき		11.00円
野積場使用料	一般使用	(1) 貨物搬入の日から15日以内1時間につき	4.40円

沖縄県港湾管理条例

種別	区分	単位	使用料
上屋使用料	専用使用	1平方メートル1月につき	110円
	一般使用	(1) 貨物搬入の日から15日以内1平方メートルにつき	9.90円
		(2) 貨物搬入の日から16日以降1平方メートルにつき	19.80円
	専用使用	1平方メートル1月につき	297.00円
港湾施設用地使用料	電柱、鉄柱、広告塔その他この沖縄県道路占用料徴収条例(昭和47年沖縄県令第21号)別表に定める単位及び額によりに類するもの敷設用地とする。		
	及び地下埋設物の敷設用地として使用する場合		
旅客施設及び事務所使用料	港湾機能施設用地その他	1平方メートル1月につき	沖縄県行政財産使用料条例(昭和47年沖縄県令第68号)第2条に定める基準により、その都度知事が定める。
	一般	一面1時間につき	320円
港湾環境整備施設使用料	庭球場	一面1時間につき	160円
	児童・生徒使用料	1時間につき	420円

沖縄県港湾管理条例

多目的 広場使 用料	2 時間につき	550円
	1 時間につき	1,680円
シャワ ー使用 料	1 回 3 分につき	100円
	給水量 1 立方メートルにつき	49、50円に水道 料金を加算し た額
給水施設使用料	1 時間につき	27,800円
移動式荷役機械使 用料	普通駐車 (普通自動車に限 る。)	100円 (使用時 間が 6 時間を 超え 24 時間ま での場合に あつては、700 円)
	定期駐車券による駐車 (普通 自動車に限る。)	3,100円

備考

- 1 時間、日、重量、容積又は面積を単位とする場合に、それぞれの単位に満たないときは、切り上げる。
- 2 専用使用以外の月を単位とする場合における15日以下の使用に係る使用料の額は、それぞれに定める額の半額とする。
- 3 船舶の係留時間は、係留した時刻から離岸した時刻までとする。
- 4 荷さばき地、野積場又は上屋の使用日数は、貨物搬入の日から起算し、貨物搬出の日までとする。
- 5 「旅客定期航路船舶」とは、海上運送法 (昭和24年法律第187号) 第 2 条第 4 項に規定する旅客定期航路事業に供する船舶をいう。

沖縄県港湾管理条例

- 6 「外航船舶」とは消費税法施行令 (昭和63年政令第360号) 第17条第 2 項第 3 号に規定する船舶をいい、「内航船舶」とは外航船舶以外の船舶をいう。
- 7 「専用使用」とはその施設を 1 月以上の期間を定めて特定の者の使用に供することをいい、「一般使用」とは専用使用以外の使用をいう。
- 8 「児童・生徒」とは小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般」とは就学前の幼児及び児童・生徒を除いた者をいう。
- 9 「普通自動車」とは、道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号) に規定する普通自動車をいう。
- 10 本部港立体駐車場の使用時間が24時間を超える場合には、24時間ごととこの表に掲げる本部港立体駐車場使用料 (普通駐車に限る。) の額を算出し、これらの額を合算した額とする。

別表第 3 (第 8 条の 2 関係)

占用料

種別	単位	金額
栈橋、係船場	占有面積 1 平方メートル 1 年につき	120円
	1 本 1 年につき	100円
係船くい	1 基 1 年につき	300円
電柱 (支柱、支線、その他の柱類を含む。)	1 本 1 年につき	700円
鉄塔	占有面積 1 平方メートル 1 年につき	700円
	直径30センチメートル未満のもの	60円
ひ管等埋架 設物 (開き よ水路を含 む。)	直径30センチメートル以上 1 メートル未満のもの	200円
	直径 1 メートル以上のもの	300円
通路、通路橋	占有面積 1 平方メートル 1 年につき	60円
	占有面積 1 平方メートル 1 年につき	125円

沖縄県港湾管理条例

材料置場、作業現場、仮小屋	占有面積1平方メートル1年につき	125円
物置場、物干場	占有面積1平方メートル1年につき	72円
広告板、広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	1,570円
貸ポート置場	1隻1年につき	530円
漁業用工作物	占有面積1平方メートル1年につき	20円
耕作地、採草地	占有面積1平方メートル1年につき	7円
宅地	占有面積1平方メートル1年につき	118円
各種調査のための施設	占有面積1平方メートル1年につき	330円

備考

- この表の種別により難しいもの又はこの表の種別でないものについては、この表の類似の種別によりその都度知事が定める。
- 面積が1平方メートルに満たない場合又は面積に1平方メートル未満の端数がある場合には、その満たない面積又はその端数の面積については、1平方メートルとして計算する。
- 長さが1メートルに満たない場合又は長さに1メートル未満の端数がある場合には、その満たない長さ又はその端数の長さについては、1メートルとして計算する。
- 占用の期間が1年に満たない場合又は占用の期間に1年未満の端数がある場合には、その満たない期間又はその端数の期間については、月割で計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、その端数は1月として計算する。
- 1件の占有料の額が100円に満たない場合は、100円とする。

別表第4（第8条の3関係）

土砂採取料	種別	単位	金額
-------	----	----	----

沖縄県港湾管理条例

泥土	1立方メートルにつき	23円
土砂	1立方メートルにつき	112円
砂	1立方メートルにつき	128円
砂利	1立方メートルにつき	128円
栗石（直径5センチメートル以上15センチメートル未満のもの）	1立方メートルにつき	151円
玉石（直径15センチメートル以上20センチメートル未満のもの）	1立方メートルにつき	59円
転石	直径20センチメートル以上50センチメートル未満のもの	72円
	直径50センチメートル以上1メートル未満のもの	98円
	直径1メートル以上のもの	112円

備考

- この表の種別により難しいもの又はこの表の種別でないものについては、この表の類似の種別によりその都度知事が定める。
- 採取の数量が1立方メートルに満たない場合又は採取の数量に1立方メートル未満の端数がある場合には、その満たない数量又はその端数の数量については、1立方メートルとして計算する。
- 転石を庭石として採取する場合は、この表の転石の種別に応じ、同表の金額の欄に掲げる金額の10倍の額とする。

別表第5（第24条関係）

宜野湾港マリーナの港湾施設の使用料

- 浮桟橋、物揚場及び陸置場（ディンギー型ヨット及び水上オートバイの陸置場を除く。）使用料

単位	区分	使用料					
		艇長5メートル未満のもの	艇長5メートル以上6メートル未満のもの	艇長6メートル以上7メートル未満のもの	艇長7メートル以上8メートル未満のもの	艇長8メートル以上9メートル未満のもの	艇長9メートル以上10メートル未満のもの

沖縄県港湾管理条例

使用期間が1月未満の場合 1艇1日につき	陸置	702円	トル未満のもの 849円	トル未満のもの 997円	トル未満のもの 1,144円	トル未満のもの 1,292円	トル以下 のもの 1,439円	トル未満のもの 1,439円に10メートルを超える1メートルまでごとに147円を加算した額
使用期間が1年以上1年未満の場合 1艇につき	海上係留	856円	トル未満のもの 1,024円	トル未満のもの 1,191円	トル未満のもの 1,359円	トル未満のもの 1,528円	トル未満のもの 1,695円	トル未満のもの 1,695円に10メートルを超える1メートルまでごとに168円を加算した額
使用期間が1年以上1年未満の場合 1艇1日につき	陸置	14,054円	トル未満のもの 17,001円	トル未満のもの 19,946円	トル未満のもの 22,894円	トル未満のもの 25,840円	トル未満のもの 28,786円	トル未満のもの 28,786円に10メートルを超える1メートルまでごとに1,946円を加算した額
使用期間が1年以上1年未満の場合 1艇1日につき	海上係留	17,132円	トル未満のもの 20,488円	トル未満のもの 23,846円	トル未満のもの 27,203円	トル未満のもの 30,560円	トル未満のもの 33,918円	トル未満のもの 33,918円に10メートルを超える1メートルまでごとに3,358円を加算した額
使用期間が1年以上1年未満の場合 1艇につき	陸置	146,651円	トル未満のもの 177,397円	トル未満のもの 208,143円	トル未満のもの 238,889円	トル未満のもの 269,635円	トル未満のもの 300,382円	トル未満のもの 300,382円に10メートルを超える1メートル

沖縄県港湾管理条例

1艇につき								トル未満のもの 30,746円を加算した額
海上係留	178,761円	213,794円	248,829円	283,864円	318,897円	353,932円	388,967円	388,967円に10メートルを超える1メートルまでごとに35,035円を加算した額

2 デインギー型ヨットの陸置場使用料

単位	使用料		
	艇長3メートル未満のもの	艇長3メートル以上5メートル未満のもの	艇長5メートル以上のもの
使用期間が1月未満の場合 1艇1日につき	275円	385円	550円
使用期間が1月以上1年未満の場合 1艇1月につき	2,750円	3,850円	5,500円
使用期間が1年の場合 1艇につき	27,500円	38,500円	55,000円

3 水上オートバイの陸置場使用料

単位	使用料
使用期間が1月未満の場合 1艇1日につき	440円
使用期間が1月以上1年未満の場合 1艇1月につき	9,120円
使用期間が1年の場合 1艇につき	95,210円

4 船舶上下架設の使用料

使用料											
単位	艇長										
18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18

沖縄県港湾管理条例

別表第2の備考1に規定する特殊小型船舶をいう。

- 5 「原動機付自転車」、「自動二輪車」及び「普通自動車」とは、道路交通法施行規則に規定する原動機付自転車、自動二輪車及び普通自動車をいう。

別表第6（第24条関係）

与那原マリーナの港湾施設の使用料

- 1 浮桟橋、物揚場及び陸置場（デザイン型ヨット及び水上オートバイの陸置場を除く。）使用料

単区 位	使用料															
	艇長5 メートル未 満のもの	艇長5 メートル以 上7メー トル未 満のもの	艇長6 メートル以 上8メー トル未 満のもの	艇長7 メートル以 上9メー トル未 満のもの	艇長8 メートル以 上10メー トル未 満のもの	艇長9 メートル以 上11メー トル未 満のもの	艇長10 メートル以 上12メー トル未 満のもの	艇長11 メートル以 上13メー トル未 満のもの	艇長12 メートル以 上14メー トル未 満のもの	艇長13 メートル以 上15メー トル以 下の	艇長14 メートル以 上16メー トル以 下の	艇長15 メートル以 上17メー トル以 下の	艇長16 メートル以 上18メー トル以 下の	艇長17 メートル以 上19メー トル以 下の	艇長18 メートル以 上20メー トル以 下の	
陸置	870円	1,030円	1,200円	1,360円	1,520円	1,690円	1,850円	2,010円	2,170円	2,340円	2,500円	2,670円	2,840円	3,010円	3,180円	3,350円
使用期間が1月未満の場合1区																

沖縄県港湾管理条例

画	1	日	に	つ	き															
海上係留	2,150円	2,360円	2,560円	2,770円	2,970円	3,170円	3,370円	3,570円	3,770円	3,970円	4,170円	4,370円	4,570円	4,770円	4,970円	5,170円	5,370円	5,570円	5,770円	5,970円
使用期間が1月以上1年未																				

沖縄県港湾管理条例

使用期間が1月未満の場合 1区画 1日につき	330円	470円	680円
使用期間が1月以上1年未満の場合 1区画1月につき	3,430円	4,800円	6,870円
使用期間が1年の場合 1区画につ き	34,370円	48,120円	68,750円

3 水上オートバイの陸置場使用料

単位	使用料
使用期間が1月未満の場合 1区画1日につき	440円
使用期間が1月以上1年未満の場合 1区画1月につき	9,120円
使用期間が1年の場合 1区画につき	95,210円

4 船舶上下架施設の使用料

単位	使用料													
	艇長5メートル未満のもの	艇長6メートル	艇長7メートル	艇長8メートル	艇長9メートル	艇長10メートル	艇長11メートル	艇長12メートル	艇長13メートル	艇長14メートル	艇長15メートル	艇長16メートル	艇長17メートル	艇長18メートルを超えるもの
上	1,850円	1,950円	2,050円	2,150円	2,260円	2,410円	2,560円	2,710円	2,860円	3,010円	3,160円	3,310円	3,460円	3,610円
架	1,850円	1,950円	2,050円	2,150円	2,260円	2,410円	2,560円	2,710円	2,860円	3,010円	3,160円	3,310円	3,460円	3,610円
又	1,850円	1,950円	2,050円	2,150円	2,260円	2,410円	2,560円	2,710円	2,860円	3,010円	3,160円	3,310円	3,460円	3,610円
は	1,850円	1,950円	2,050円	2,150円	2,260円	2,410円	2,560円	2,710円	2,860円	3,010円	3,160円	3,310円	3,460円	3,610円
下	1,850円	1,950円	2,050円	2,150円	2,260円	2,410円	2,560円	2,710円	2,860円	3,010円	3,160円	3,310円	3,460円	3,610円
架	1,850円	1,950円	2,050円	2,150円	2,260円	2,410円	2,560円	2,710円	2,860円	3,010円	3,160円	3,310円	3,460円	3,610円

沖縄県港湾管理条例

1 回 に つ き																			ルまで ごとに 1,010 円を加 算した 額
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

5 その他の施設使用料

種別	単位	使用料
揚降機使用料	揚艇又は降艇1回につき	2,250円
船台使用料	小型 1日につき	1,120円
	中型 1日につき	1,960円
	大型 1日につき	2,470円
研修室使用料	1時間につき	1,020円
駐車場使用料	1台1日につき	100円
	(1) 原動機付自転車及び自 動二輪車 (2) 普通自動車	
船台置場使用料	1台1日につき	870円
	1台1月につき	17,570円
	1台1年につき	183,420円
船具倉庫使用料	小型 1個1日につき	350円
	1個1月につき	7,120円
	1個1年につき	71,290円
大型	1個1日につき	610円
	1個1月につき	12,220円
	1個1年につき	122,220円
シャワー使用料	1回につき	200円
マリーナ附带施設使用料		第1項から第3項までの表の 単位及び区分の欄に掲げる使

		用期間及び使用方法の区分に応じ、それぞれの表の使用料の欄に掲げる使用料の額に10分の1を乗じて得た額
--	--	--

備考

- 1 「1区画」とは、陸置又は海上係留の用に供するために区画された一の区域をいう。
- 2 使用時間等が時間、日又は月を単位とする場合に、その使用時間等に1時間、1日若しくは1月に満たない端数があるとき、又はその使用時間等が1時間、1日若しくは1月未満であるときは、これらをそれぞれ1時間、1日又は1月として計算する。
- 3 「ディンギー型ヨット」とは、居住設備及びエンジンを持たないヨットをいう。
- 4 「水上オートバイ」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令別表第2の備考1に規定する特殊小型船舶をいう。
- 5 「原動機付自転車」、「自動二輪車」及び「普通自動車」とは、道路交通法施行規則に規定する原動機付自転車、自動二輪車及び普通自動車をいう。
- 6 「マリーナ附带施設」とは、給水施設、給電施設、給油施設、修理ヤード及びマリーナ出入港管理システムをいう。